



令和6年6月7日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報 告 者 個人土地所有者

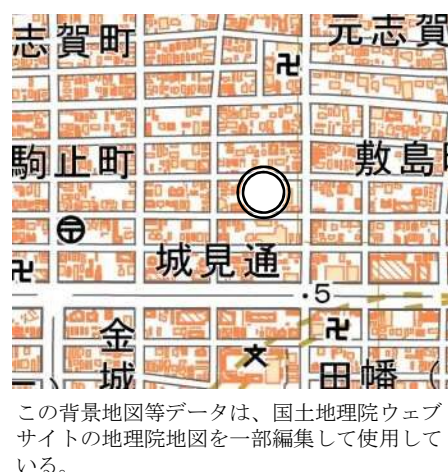
2 報 告 日 令和6年6月5日

3 報告の概要

(1) 対 象 地 名 北村メッキ工業所

(2) 所 在 地 名古屋市北区駒止町2丁目80番4、80番5

(3) 対象地の概要 旧事業所(昭和29年から令和6年2月まで)
114.73 m²(第1種住居地域)



(4) 汚 染 状 況

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※2
土壌溶出量調査	六価クロム化合物	0.13～0.48 mg/L	2.6～9.6 倍	0.05 mg/L 以下	1/2
	シアン化合物	0.4～1.1 mg/L	—	検出されないこと	1/2

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

(5) 対象地の状況

地下水調査では基準に適合していたため、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を告示する予定です。

<参 考>

基準を超過した物質の毒性について

【六価クロム化合物】

急性毒性： 六価クロムの付着や粉じんの吸入による皮膚・気管・肺等の炎症や潰瘍は古くから知られているが、経口的には六価クロム塩を大量摂取すると、嘔吐・下痢・腹痛・尿量減少・肝障害・けいれん・昏睡等を起こし死亡する。

慢性毒性： 経口的には肝炎を起こすことが知られている。六価クロム粉じんの長期吸入による皮膚・呼吸器・肝臓等のさまざまな障害や肺がん、鼻中隔穿孔を起こす。

発がん性： 国際がん研究機関（IARC）では、六価クロム化合物をグループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

【シアン化合物】

急性毒性： HCN では 50～60 mg、KCN では 150～300 mg が致死量といわれ、フェロシアン化カリウム等の錯塩は毒性が弱く KCN の 1000 分の 1 程度といわれている。

*50 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（1.1 mg/L）では、水 45 L に含まれる量になります。

慢性毒性： 甲状腺の不調や神経障害に関する報告がある。視力の低下、聴力障害及び脊髄性の運動障害の低下が見られる。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）